

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善

(あっせんに基づく措置状況)

本年10月1日をもって政府管掌健康保険の保険者が全国健康保険協会に変更となることから、健康保険法の保険者を指導する立場の厚生労働省保険局に対し、各社会保険事務所における「正当な理由」の運用実態について情報提供した上、同局指導の下、「正当な理由」の具体化・明確化の実施について、全国健康保険協会において取扱いを定めるよう文書により依頼した。

また、被保険者が保険料を納付しやすい環境整備の一環として、全国健康保険協会においては、口座振替の実施、コンビニストアでの24時間納付の実施を行う予定であり、さらに、同協会において任意継続被保険者への納付書の納付期間開始前までの必着についても徹底されるよう、厚生労働省保険局に対応を依頼したところであり、これらにより、現行の保険料の法定納付期間(10日間)の実質的な確保が図られるものと考えている。

(平成20年9月30日回答)